

1. 事業者の概要

名称	社会福祉法人 ハッピーネット
法人所在地	埼玉県さいたま市桜区南元宿2-6-22
電話番号	048-767-3822
代表者氏名	理事長 伏見 広一
設立年月日	平成14年1月4日

2. サービスを提供する事業所の概要

事業所の種類	指定障害児通所支援事業 放課後等デイサービス
事業所の名称	ゆめの園みらいず若葉 放課後等デイサービス
事業所番号	1351900608
事業所の所在地	東京都板橋区若木3-15-1
事業所の連絡先	03-3935-5780
開設年月日	平成28年12月1日
管理者	石母田 雄大
児童発達支援管理責任者	石母田 雄大
定員	10名
主たる対象者	重症心身障害以外の障害児
事業の目的	学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって、障害児の自立を推進するとともに、放課後の居場所作りを推進します。
事業所の運営方針	・通所支援計画を重視し、一人ひとりの希望に則したサービス提供を行う。 ・児童の意思及び人格を尊重し、常に児童の立場に立ったサービス提供を行う。 ・関係法令を遵守し、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、他の社会資源との連携を図った適正且つ細やかなサービス提供を行う。

3. 通常の事業の実施地域及び営業時間

通常の事業の実施地域	板橋区・練馬区・北区
営業日	月～日・祝日（12月31日から1月3日を除く）
営業時間	・月～金 / 14:30～17:30

	・土・日・祝日／10：00～16：00 ・春・夏・冬休み／10：00～16：00
サービス提供時間 (送迎時間を除く)	・月～金 /14：30～17：30 ・土・日・祝日／10：00～16：00 ・春・夏・冬休み／10：00～16：00
利用変更時の受付時間	月～日 11:00～17:30

4. サービスに係る施設・設備等の概要

建物	構造	鉄構造（一部鉄筋コンクリート造）
	延床面積	71,514.47 m ² ※併設事務所含める
事務所	1	
相談室	1	
指導訓練室	1	
トイレ	2	
洗面台	2	

5. 事業所の職員体制

職種	業務内容
管理者	1 名（児童発達支援管理責任者と兼務） 管理者は、事業所の従業者及び業務の管理、その他の管理を一元的に行います。また、従業者に対し、「運営に関する基準」を遵守させるために、必要な指揮命令を行います。
児童発達支援 管理責任者	1 名（管理者と兼務） 児童発達支援管理責任者は、通所支援計画の作成業務のほか、事業者に対する放課後等デイサービスの利用申し込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行います。
児童指導員等 または 保育士	3 名以上（うち1 名以上は常勤） 児童指導員または保育士は、日常生活における基本的な習慣の確立や社会生活での適応性を目指し、障害児の心身の状況に応じて、適切な技術を持って指導、訓練を行います。
指導員	必要に応じて配置 指導員は、個別支援計画に基づき、障害児等に対し適切に指導等を行います。

6. 事業所の職員勤務時間

種類	勤務時間
平日	11:00～20:00
休日	8:30～17:30

7. サービス内容

学校終了後又は休業日において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。

- (1) 自立した日常生活を営むために必要な訓練
- (2) 創作的活動、作業活動
- (3) 地域交流の機会の提供
- (4) 余暇の提供

8. 利用料金

(1) 利用料金について

上記のサービスについては、サービス利用料金全体の 9 割が通所給付費等の給付対象となります。事業者が通所給付費等の給付を法定代理受領する場合には、ご利用者は、ご利用者負担分として、サービス利用料金全体の 1 割の額を事業所にお支払いいただきます（定率負担）。なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適応される場合は、この限りではありません。障害児通所受給者証をご確認ください。

(2) 利用者負担上限額について

全体の利用者負担額は、区市町村が上限を定めています。利用者の希望により、当事業者を利用者負担の上限管理者に選任される場合は、サービス利用の開始の際にその旨をお申し出ください。当事業者において利用者負担の上限管理を担当し、具体的に上限を超える際の調整を行った場合には、別途上限管理にかかる費用（150 単位）をお支払いいただきます。

(3) 償還払いについて

事業者が通所給付費等額の法定代理受領を行わない場合は、区市町村が定める指定通所支援費用基準額の全額を一旦お支払いいただきます。

(4) サービス利用にかかる実費負担について

「通所給付費等の対象外サービス」については、通所給付費等の対象とならないため、実費をいただきます。別紙、「通所給付費等の対象外サービス」費用一覧表を参照。

(5) 利用の中止・変更・追加

- ①利用予定日の前に、サービス利用計画で定めたサービスの利用を中止または変更することができます。この場合には、サービスの1日前までに事業者申し出て下さい。
- ②利用予定日の前日までに申し出がない利用の中止につきましては、取り消し料として下記のおやつ代をお支払いいただく場合があります。また、利用予定日当日の中止（欠席）につきましては、欠席時対応加算としての料金をいただく場合があります。

利用予定日の前々日までに申し出があった場合。	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合。	おやつ代 100 円
利用予定日に急病等により利用を中止（欠席）した場合	欠席時対応加算 + おやつ代 100 円

③区市町村が決定した「支給量」及び当該サービスの利用状況によっては、サービスを追加することもできます。

- ④サービス利用の変更・追加は、その日の利用状況により利用者が希望する日及び時間にサービスの提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能日時を利用者に提示するほか、他事業所を紹介するなど必要な調整をいたします。

(6) 実費負担額の変更

実費負担額を変更する場合は、原則として変更を行う2か月前までにご説明いたします。

(7) 支払い方法

上記利用料金の支払いは、1ヶ月ごとに計算しご請求しますので、27日までに下記のいずれかの方法でお支払いください。

ア. 窓口での現金支払い
イ. 下記指定口座への振込み 武蔵野銀行 本店営業部 普通預金 1223995 社会福祉法人ハッピーネット
ウ. 金融機関口座からの自動引き落とし

9. サービス利用に当たっての留意事項

利用者側がサービスの提供を受ける際の留意事項は以下の通りとします。

- (1) サービス利用当日に、利用者の体調等の理由で予定されたサービスの実施ができない場合には、利用者の同意を得て、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は変更したサービス内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。
- (2) 住所及び利用者の負担額、支給量など「受給者証」の記載内容の変更があった場合は速やかに事業者へ提示してください。

10. 秘密の保持

- (1) 事業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。
- (2) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、入職時に従業者に提出させる個人情報保護に関する誓約書の内容とします。
- (3) 他の事業者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により障害児及びその家族の同意を得ます。

11. サービス提供の記録等

事業者は、サービス提供の都度、提供日、内容その他必要な事項を記録し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報については契約の終了後5年間保管いたします。

12. 苦情の受付について

(1) 事業所における苦情の受付

当事業所受付窓口	・受付担当者 石母田 雄大 ・苦情解決責任者 東京事業運営部 障がい児童グループ マネージャー 上原 雅章 ・受付時間(月～日) 11:00～17:30 ・電話番号 03-3935-5780 ・FAX番号 03-3934-5783
当法人第三者委員	・古賀 恵 様 ・横山 一美 様

(2) その他苦情受付機関

練馬区保健福祉 サービス苦情調整委員	・所在地 東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号 区役所西庁舎3階 ・電話番号 03-3993-1344 ・FAX番号 03-3993-1344
板橋区保健福祉オンブズマン	・所在地 東京都板橋区栄町36番1 グリーンホール3階 ・電話番号 03-3579-2890 ・FAX番号 03-3579-2891
東京都社会福祉協議会 福祉サービス運営適正化委員会	・所在地 東京都千代田区神田駿河台1-8-11 東京YMCA会館3階 ・電話番号 03-5283-7020 ・FAX番号 03-5283-6997

13. 第三者評価実施状況

令和 3 年 10 月実施済み

14. 緊急時の対応

利用者の病状急変時等の緊急時には、提出して頂く別紙資料の緊急連絡シートに記載されている「かかりつけの医療機関」及び「緊急時連絡先」への連絡等を行います。また、急を要する傷病時には下記協力医療機関へ職員付添いのもと搬送させていただきます。

医療機関の名称	医療法人社団明芳会 高島平中央総合病院
所在地	東京都板橋区高島平 1 丁目 73 番 1 号
電話番号	03-3936-7451
診療科	内科 小児科 整形外科 眼科 皮膚科 他

15. 非常災害対策

事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

防火管理者	杉山 幸芳
-------	-------

16. 身体拘束・虐待の防止について

利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため責任者を設置し、職員に対し研修を実施する等の措置を講じます。また、虐待の防止や虐待を受けているおそれがある場合の措置等、事業者の責務を明確化します。

虐待防止に関する担当者	管理者 石母田 雄大
-------------	------------

17. 事故発生時の対応

事業者は、事故が発生した場合は、都、区市町村及び障害児の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するものとします。また、万一の事故に備え、下記の損害保険に加入しており、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を適切に行うものとします。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
保険名	介護保険・社会福祉事業者総合保険
補償の概要	身体 1 名あたり 1 億円／1 事故あたり 10 億円 財物 1 事故あたり 1 千万円

18. その他運営に関する重要事項

上記規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人ハッピーネットと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

・定款の目的に定めた事業

- | | |
|--------------------|-----------------|
| 1 特別養護老人ホームの経営 | 2 老人居宅介護等事業の経営 |
| 3 老人デイサービス事業の経営 | 4 老人短期入所事業の経営 |
| 5 老人介護支援センターの経営 | 6 障害福祉サービス事業の経営 |
| 7 一般相談支援事業の経営 | 8 特定相談支援事業の経営 |
| 9 障害児相談支援事業の経営 | 10 移動支援事業の経営 |
| 11 障害児通所支援事業の経営 | 12 居宅介護支援事業 |
| 13 地域包括支援センターの受託事業 | 14 日中一時支援の受託事業 |
| 15 いきがいデイサービスの受託事業 | 16 訪問介護員養成研修事業 |
| 17 事業所内保育事業 | 18 福祉有償運送サービス事業 |